

## 令和元年度第1回別海町公の施設に係る指定管理者選定委員会結果

施設名	尾岱沼ふれあいキャンプ場
施設所在地	別海町尾岱沼岬町66番地
設置年度	昭和46年度
設置目的	町民に美しい自然環境のもとで滞在し自然とふれあう場を提供することにより、郷土に対する認識を高めるとともに、自然環境を生かした観光、漁業体験及びレクリエーション等を通して、ゆとりある生活の実現に寄与するため設置。

### 指定管理者選択（内部）委員会審議結果

候補者	住所	別海町野付63番地
	名称	株式会社 別海町観光開発公社
	代表者	代表取締役 曾根興三
公募しない理由	<p>当該施設は、道立自然公園内にあるキャンプ場として、本町の豊かな自然を体感できる施設であるとともに、大規模な宿泊施設が不足している本町の滞在型観光推進に大きく貢献しています。</p> <p>当施設は、平成16年から株式会社別海町観光開発公社が管理を行い、現在に至るまで適切に実施されています。</p> <p>また、同社は当該施設に加え、野付半島ネイチャーセンター及び尾岱沼漁港コミュニティーセンターについても指定管理者として管理運営に携わっており、これら3施設を効果的に連携させることから、「別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」第5条第1項の「公募によらない指定管理者の候補者の選定等」に定める「町が出資している法人」に該当するため、公募しないことが妥当と考えます。</p>	
指定期間	5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）	
	当施設の業務はキャンプ場の運営であり、これまで蓄積してきたノウハウを活用し、継続的且つ効果的な施設運営を行うためにも、指定期間5年間が妥当であると考えます。	

### 選定委員会意見

候補者の適否	適当であると判断する。
指定期間	5年間が適当であると判断する。 (令和2年4月1日から令和7年3月31日まで)